

資料2 諸外国の環境情報開示に関する法規制等の状況

1. 欧米諸国での法規制の状況

(1) オランダ

1997年に改正された環境管理法¹により、環境への負荷の大きい特定の施設を有する事業所約300に対して、行政機関提出用と一般公表用の二種類の環境報告書を作成し、行政機関に提出することと、公表することを義務付けている。環境報告書を行政機関に提出する前に、独立した専門家による監査を受けなければならないという規定が条文にあるが、現時点では、この条文は施行されていない。

環境報告書の記載項目は、事業所の概要、事業所が引き起こした環境に有害な結果、事業所が環境保全のために実施した対策、大気・排水・土壌等への排出物、資源使用量、廃棄物量等である(環境パフォーマンスデータについては、実績値と目標値の両方を記載)。

(2) デンマーク

1995年に制定された環境計算書法²により、環境保護法で許認可を受ける必要がある約1,200の事業所に対して、環境報告書を作成し、行政機関に提出後、公表することを義務付けている。環境報告書の記載項目は、事業所の概要、環境関連の許認可の状況、及び環境パフォーマンスの状況等である。

(3) フランス

2001年5月に成立した新経済規制法³において、フランスの全上場企業は、2003年以降の年次財務報告書に、企業活動の社会的・環境的影響に関する情報データを作成し、公表することが義務付けられている。社会的報告の記載項目は、労働・雇用、報酬、機会均等、教育訓練、安全・衛生、地域貢献などであり、環境的報告の記載項目は、著しい環境側面の特定、天然資源や再生可能なエネルギーの使用状況、大気・水質土壌汚染状況等である。

¹ 環境管理法 (the Environmental Management Act) については<http://www.eel.nl/Countries/NL/indxema.htm>を参照。

² 環境計算書法 (the Green Accounts Act) については<http://www.google.co.jp/search?q=cache:jUzxiI3FqBMC:www.mst.dk/rules/Acts%2520in%2520force/Products%2520and%2520Technology/04040100.doc+Act+No.403,+1995++denmark&hl=ja&ie=UTF-8>を参照。

³ 新経済規制法 (NOUVELLES REGULATIONS ECONOMIQUES) についてはhttp://www.e-bretagne.com/index_fichiers/docu/juridique/nre.pdfを参照。

(4) ノルウェー

会計法⁴により、年次報告書での環境情報の開示を義務付けている。記載内容は、環境パフォーマンスの状況、環境保全対策の内容、及び製品関連の取組の内容等である。

(5) スウェーデン

会計法⁵により、年次報告書での環境情報の開示を義務付けている。記載内容は、環境パフォーマンスの状況、環境保全対策の内容、及び法規制遵守の内容等である。

(6) イギリス

2002年に、企業に対して事業活動が環境や社会に与える影響の報告を義務付ける規定を含む「企業社会的責任法案」が議員提案により議会下院に提出されたが、議会の支持が得られずに廃案となった。しかし、この法案の支持者が会社法の見直しに関する諮問委員会のメンバーに選任されたことから、法案の趣旨が今後の会社法改正に盛り込まれる見通しとなった。⁶

(7) アメリカ

2002年7月に成立した企業改革法⁷では、年次報告書において株式を公開する全ての事業者を対象に、事業業績に重大な影響を及ぼす可能性のある環境問題等への対応を含む事項を記述すること、虚偽記載に対する企業経営者への罰則の強化などが規定されている。

(8) カナダ

事業者が自主的に、企業活動に伴う社会的・環境的影響などを報告しているが、それを自主的なものから義務化する動きがあり、2000年に制定された金融業務改革法⁸では慈善寄付、地域の経済発展への貢献、及び従業員によるボランティア活動などの状況を年次報告に記載することを、認定を受けている全ての

⁴ 会計法 (Amendment to the Accounting Act) については<http://www.lovdata.no/all/nl-19980717-056.html>を参照。

⁵ 会計法 (Law of Accounts) については<http://www.notisum.se/rnp/SLS/lag/19951554.htm>を参照。

⁶ 本項の内容については、Ethical Investor の2003年1月8日号のニュースに掲載された情報 http://www.ethicalinvestor.com.au/news/story.asp?Story_ID=617 を参照。

⁷ 企業改革法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002) については<http://www.riahome.com/newlaw/fulltext.pdf>を参照。

⁸ 金融業務改革法 (Financial Services Reform Act) に関する本項は以下のインターネット上に掲載された情報に基づくものである。 <http://www.conferenceboard.ca/documents/comparing-csr.05.02.pdf>

金融機関に義務付けている。

2. その他の状況

(1) 欧州連合における環境関連情報開示

欧州連合（EU）では、2001年の欧州委員会勧告「年次会計報告での環境関連情報開示」⁹において、加盟各国に、事業者の年次会計報告や年次報告書における環境関連事項の認識、測定及び情報開示に関する勧告に基づき、実施した施策について欧州委員会に報告することを求めている。

(2) 欧州連合における社会的責任における基本方針

欧州委員会は2001年7月に「事業者の社会的責任のための欧州における枠組みの構築」¹⁰と題するグリーンペーパーを発行した。これは、EUの加盟国間で統一されていない事業者の社会的責任（CSR）に関する考え方を統一するためのもので、1年後の2002年7月には「CSR政策に関する欧州委員会報告」¹¹を発表し、あらゆるEU政策にCSRを組込むことを表明するとともに、CSRに関する情報公開や監査などの課題に関する基本方針を示している。

(3) 欧州連合における環境管理監査スキーム

EUでは、1993年制定のEU規則（EEC No 1836/93）¹²に基づき、1995年からEU領域内の事業場等を対象に「環境管理監査スキーム（EMAS）」を実施している。これは事業者が、環境パフォーマンスデータを含む環境声明書を作成し、公認環境検証人による検証を経て公表する制度である（2002年11月末現在参加：3,801事業所）。EMAS制度に参加し、公認環境検証人の検証を受けた事業者は、EMASのロゴマークを事業所及び環境声明書に掲示することができる。

(4) 欧米における持続可能性報告書

欧米においては、企業の社会的責任について「環境・経済・社会」の3つの分野における取組の成果（トリプルボトムライン）が重要視されつつあり、事

⁹ 「年次会計報告での環境関連情報開示」については
http://europa.eu.int/eur-lex/en/archive/2001/l_15620010613en.htmlを参照。

¹⁰ 「事業者の社会的責任のための欧州における枠組みの構築（Promoting a European Framework for Corporate Social Responsibility）」についてはhttp://europa.eu.int/comm/employment_social/soc-dial/csr/greenpaper.htmを参照。

¹¹ 「CSR政策に関する欧州委員会報告」については
http://europa.eu.int/comm/employment_social/soc-dial/csr/csr_index.htmを参照。

¹² EU規則（EEC No 1836/93）については
http://europa.eu.int/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi!celexapi!prod!CELEXnumdoc&lg=en&numdoc=31993R1836&model=guichettを参照。

業者は環境面だけでなく社会・経済的側面をも含めた「持続可能性報告書」を作成・公表する事例が増えつつある。このことに関して環境報告書に関する国際的なネットワーク組織である GRI では「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」を策定・公表している。

表1 諸外国等の作成開示基準等の事例

	コア指標 (9項目) 注									その他の項目							
	インプット			アウトプット						富栄養化	悪臭	騒音	振動	土壌 (保全)	ばい塵	環境管理	生物多様性
	総エネルギー投入量	総物質投入量	水資源投入量	温室効果ガス排出量	化学物質排出量・移動量	総製品生産量 又は総製品販売量	廃棄物等総排出量	廃棄物最終処分量	総排水量								
オランダ																	
デンマーク																	
フランス																	
ノルウェー																	
スウェーデン																	
GRI																	

注：コア指標は、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002 年度版 - 」による。

さらに、環境報告書等による環境情報の開示を法律等により義務化している国における作成開示基準等の事例の詳細を表2及び表3に取りまとめた。

表2 諸外国等の作成開示基準等の事例

<p>1. オランダ 環境管理法 環境報告法令 (1999年)</p>	<p>事業所が引き起こした環境に有害な結果 事業所が環境保全のために施した技術的、組織的、管理的手段及び対策 上記に関する次年度の合理的な予測情報 事業所名、事業所のSBIコード、環境担当役員名、そして下記の環境パフォーマンスに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動（オゾン層破壊物質・温室効果ガスの空中放出、エネルギー使用と効率） ・ 酸性化（酸化物質の空中放出） ・ 空中への拡散（規制物質・殺虫剤・届出義務物質の空中放出） ・ 地表水への拡散（水質規制物質・殺虫剤・届出義務物質の直接的・間接的放出） ・ 富栄養化（排水への窒素・リンの直接的・間接的放出） ・ 排出（廃棄物の排出、廃棄物の再使用量、事業所内での廃棄物の焼却・投棄、廃水処理） ・ 枯渇（水資源の使用、水資源に関するエコ・バランス） ・ 土壌保全（土壌に関する内部的なリスク分析、保全対策、実施した土壌調査及び浄化） ・ 騒音（実施した騒音防止対策） ・ 悪臭（実施した悪臭防止・削減対策） ・ 事業所外部の安全（実施した重大事故の防止対策及び成果） ・ 環境管理（EMS・資源管理・環境パフォーマンスの実績・次年度予測、環境監査・監査報告書、環境管理計画・エネルギー管理および削減計画、事故・障害・苦情等） ・ 環境関連の状況変化（環境負荷・環境管理に影響する事業所の組織変更・経済状態の変化） ・ 環境に関する許可（当該許可についての情報、許可条件の変更）
<p>2. デンマーク 環境計算書法 グリーン・アカウント (環境報告書) (1996年)</p>	<p>事業所名及び所在地 産業部門及び重要な副次的業務 監査・監督を担当する郡当局の名称 最も重要な環境に関する操業許可（法律）の内容 包括的許可を受けている場合にはその日付 主要業務及び重要な副次的業務に直接関連する重要な資源消費及び環境負荷パラメーターに関する短い定性的記述 基礎的事項（上記記載のもの）に関する経営者の説明 環境パフォーマンスに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産工程に投入された主要なエネルギー、水、原材料の消費量 ・ それらのうち製品及び廃棄物への転化量、大気・水域・土壌への放出量 ・ 生産により生成した汚染物質の種類・量 <p>環境報告書に対する監査が実施された場合は監査人の氏名及び所属、監査報告書を記載（但し監査は任意）</p>

<p>3 . フランス 商業会社法 商業会社法令 2002-221 (2002 年)</p>	<p>下記の環境パフォーマンスに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水資源の消費量 ・原材料とエネルギーの種類及びその消費量 ・再生可能エネルギー利用及びエネルギー効率の向上を図るための対策 ・土壌の状態 ・環境に著しい影響を及ぼし得る汚染物質（大気、水、土壌）の排出 ・環境省及び産業省の指示によって決定され得る騒音・悪臭公害と廃棄物の表 <p>生態系のバランスや自然環境、また保護下にある動植物（種）へ与える影響（ダメージ・被害） 最小限に抑える為の対策の内容 環境保護の観点からとられている評価或いは証明活動（業務）の内容 事業活動分野における法的要件に準拠する為の行動（活動）の内容 事業活動によって環境に与える影響を削減するために要した費用 事業者内部に環境管理問題やその問題に関する従業員への教育や情報伝達を担当する部署、 環境リスクの削減を専門に扱う対策方法、そして事業所外部に影響をもたらす公害・事故を取扱う組織 の有無 環境リスクのために割り当てられた対策と保証にかかった費用 （この情報が訴訟中の事業者に深刻な偏見を与え得る可能性がない場合において） 裁判所から下された命令の履行において会計年度中に支払った環境への損害に対する賠償金額と その環境回復のために施した対策の内容</p>
<p>4 . ノルウェー 会社法 年次報告書内 のディレクター 声明における 環境情報 (1999 年)</p>	<p>運営報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に対し顕著な影響を与え得るような、活動を取り巻く状況、原材料や製品 ・環境影響、環境への悪影響を防ぐ為の計画あるいは取組の内容 ・事業者が設定した展望や目標、及び行政機関、顧客や納入業者の予測している環境面での限界 <p>環境パフォーマンスに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費エネルギー・原材料の種類と量 ・排出汚染物質、騒音、粉塵、振動の種類と量 ・事業より排出された、あるいは事業所に属する廃棄物の種類と量 ・事故の危険性 ・運輸に伴う環境負荷 <p>製品関連（材料や製品を製造している事業者が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品内の有害物質の種類と量 ・製品の使用后段階での廃棄物の種類と量 ・製品の使用后段階における環境負荷
<p>5 . スウェーデン 会計法 年次報告書内 における環境 情報 (1999年)</p>	<p>製造過程から生じる栄養を含む、事業の外部環境への影響（水、大気への排出、音、廃棄物など） 影響が事業者の財務パフォーマンス或いは未来のパフォーマンスに直接或いは間接の影響を与えてい るかどうか 事業者が環境法に列挙されている理由、及び環境法に列挙される原因となっている活動への依存度 事業者は環境法のどの条項に該当するのか、翌年に更新或いは改正されなければならない主要な許可証 の有無</p>

<p>6. GRI ガイドライン Part C 報告書の内容</p> <p>コア指標とサブ指標とに分かれるが、コア指標についての概略のみを記載。経済的パフォーマンスと社会的パフォーマンスは参考例示。</p>	<p>ビジョンと戦略</p> <p>概要</p> <p>管理組織とマネジメントシステム</p> <p>GRIの目次・見出し</p> <p>パフォーマンス指標</p> <p>経済的パフォーマンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客：総売上 等 ・供給業者：全調達品の総コスト 等 ・従業員：給与と給付金総支払額の国ないし地域ごとの内訳 ・投資家：投資家への配当 等 ・公共部門：支払い税額 等 <p>環境パフォーマンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料：原材料の種類別総物質使用量 等 ・エネルギー：直接的、間接的エネルギー使用量 ・水：水の総使用量 ・生物多様性 ・排気、排水、廃棄物：温室効果ガス排出量、オゾン層破壊物質の使用量と排出量、廃棄物総量 等 ・製品とサービス：主な環境影響、使用後に再生利用可能として販売された製品の重量比および再生利用率 等 ・法の遵守 <p>社会的パフォーマンス</p> <p>(労働実務と仕事の適切性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用：労働力の内訳 等 ・労働/労使関係 ・安全衛生 ・教育研修 ・多様性と機会：機会均等に関する方針やプログラム 等 <p>(人権)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方針とマネジメント：業務上の人権問題の方針 等 ・差別対策 ・組合結成と団体交渉の自由 ・児童労働 ・強制・義務労働 <p>(社会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会 ・贈収賄と汚職 ・政治献金 <p>(製品責任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客の安全衛生：顧客の安全衛生の保護に関する方針 等 ・製品とサービス：商品情報と品質表示に関する組織の方針 等 ・プライバシーの尊重
---	---

表2の環境パフォーマンスに関する情報を一覧表にして表3に取りまとめた。
 コア指標は、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002 年度版 - 」による。

表中の 印は、前述のコア指標と同様の項目を要求していることを示し、
 印はコア指標に類する項目を要求していることを示すものである。

表3 諸外国等の作成開示基準等における環境パフォーマンスに関する情報の比較

	コア指標 (9項目)								その他の項目								
	インプット			アウトプット					総排水量	富栄養化	悪臭	騒音	振動	土壌 (保全)	ばい塵	環境管理等	生物多様性
	総エネルギー投入量	総物質投入量	水資源投入量	温室効果ガス排出量	化学物質排出量・移動量	総製品生産量 又は総製品販売量	廃棄物等総排出量	廃棄物最終処分量									
オランダ																	
・気候変動 (オゾン層破壊物質・温室効果ガスの空中放出、エネルギー使用と効率)																	
・酸性化 (酸化物質の空中放出)																	
・空中への拡散 (規制物質・殺虫剤・届出義務物質の空中放出)																	
・地表水への拡散 (水質規制物質・殺虫剤・届出義務物質の直接的・間接的放出)																	
・富栄養化 (排水への窒素・リンの直接的・間接的放出)																	
・排出 (廃棄物の排出、廃棄物の再使用量、事業所内での廃棄物の焼却・投棄、廃水処理)																	
・枯渇 (水資源の使用、水資源に関するエコ・バランス)																	
・土壌保全 (土壌に関する内部的なリスク分析、保全対策、実施した土壌調査及び浄化)																	
・事業所外部の安全 (実施した重大事故の防止対策及び成果)																	
・環境管理 (EMS, 資源管理、エネルギー管理及び削減計画、事故・障害・苦情 等)																	
・騒音 (実施した騒音防止対策)																	
・悪臭 (実施した悪臭防止・削減対策)																	
デンマーク																	
・生産工程に投入された主要なエネルギー、水、原材料の消費量																	
・それらのうち製品及び廃棄物への転化量、大気・水域・土壌への放出量																	
・生産により生成した汚染物質の種類・量																	

	コア指標（9項目）							その他の項目								
	インプット			アウトプット				総排水量	富栄養化	悪臭	騒音	振動	土壌（保全）	ばい塵	環境管理等	生物多様性
	総エネルギー投入量	総物質投入量	水資源投入量	温室効果ガス排出量	化学物質排出量・移動量	総製品生産量 又は総製品販売量	廃棄物等総排出量									
フランス																
・水資源の消費量																
・原材料とエネルギーの種類およびその消費量																
・再生可能エネルギー利用およびエネルギー効率の向上を図るための対策																
・土壌の状態																
・環境に著しい影響を及ぼしうる汚染物質（大気、水、土壌）の排出																
・環境省及び産業省の指示によって決定されうる騒音・悪臭公害と廃棄物の表																
ノルウェー																
・消費エネルギー・原材料の種類と量																
・排出汚染物質、騒音、ほこり、振動の種類と量																
・事業より排出された、あるいは事業所に属する廃棄物の種類と量																
・製品内の有害物質の種類と量（材料や製品を製造している事業者が対象）																
・事故の危険性																
・運輸に伴う環境負荷																
スウェーデン																
・製造過程から生じる栄養を含む、事業の外部環境への影響（水、大気への排出、音、廃棄物など）																
GRI																
・原材料：原材料の種類別総物質使用量 等																
・エネルギー：直接的、間接的エネルギー使用量																
・水：水の総使用量																
・法の遵守																
・生物多様性																
・排気、排水、廃棄物：温室効果ガス排出量、オゾン層破壊物質の使用量と排出量、廃棄物総量 等																
・製品とサービス：使用後に再生利用可能として販売された製品の重量比および再生利用率 等																